

東アジア統合とサービス貿易

石戸 光

国際経済学では伝統的に、サービスを「非貿易財」、つまり国境を越えて貿易されない（または貿易が難しい）財として扱ってきた。また、財の貿易と比べてサービス貿易は統計が未整備で、詳細な実態把握が十分に行われてこなかった。しかし情報技術（IT）の進歩および経済統合によるサービス貿易の自由化政策によってサービスの貿易可能性が高まってきた。本稿では、東アジアの経済統合によるサービス貿易の自由化について考察してみたい。

● サービス貿易の拡大

サービスとは、無形の商品であり、それ自体は形がない生産物である点で有形の財（たとえば自動車やテレビなど）と根本的に区別される。一括りにサービスといっても多種多様な活動が含まれる。

例えば、輸送、金融、通信、流通、飲食店、医療、教育・研究、建設、法務や会計、情報処理・調査など企業活動をサポートするサービス、そして、美容容、冠婚葬祭など個人の生活をサポートするサービスなどである。そして国境をまたいだサービスの売買が「サービス貿易」である。東アジア経済においては、経済活動におけるサービスの重要性が高まっており（「経済のサービス化」という）、日本を含む先進諸国ではGDPに占めるサービス産業のシェアは七〇%を超えている。

ここで世界各国のサービス輸出額は、IMFのInternational Financial Statisticsによると、二〇一一年で四・一兆ドルに達し、財の輸出額（二〇一一年に一六・九兆ドル）には大きく及ばないものの、世界の財・サービス輸出の

約二割を占めている。GDPに占めるサービス産業のプレゼンスの大きさを考えると、貿易に占めるサービスのシェアは非常に低いレベルといえる。ここでのサービス貿易とは、国境を越えた取引（WTOの用語では後述の「第一モード」のみを測ったもので、現実になされるサービス貿易の一部分ではないことには留意する必要がある。

WTOのGATS（サービス貿易一般協定）では、以下のように国際的なサービス提供の四つのモードを定義し、サービスの国際取引を財貿易よりも幅広く捉えている。

・第一モード：国境を越える取引
ある国で生産されたサービスが国境を越えて、他の国で提供されること。例えば、ある国の業者が開発したソフトウェアが他国の消

費者に郵便またはオンラインで提供されるようなケースや、国境を越えた輸送サービスなどが含まれる。

・第二モード：海外における消費
ある国で生産されたサービスが、その国内で、他の国から移動してきた消費者に提供されること。例えば、外国から来た観光客が国内の観光サービスを消費したり、留学生が国内で教育を受けたりするケースが含まれる。また、外国人の所有物である船舶が、国内で修理を受けるようなケースもここに該当する。

・第三モード：業務上の拠点を通じてのサービス提供
ある国において、他の国の個人または法人によって所有されている事業所によってサービスが提供されること。例えば、外国の保険会社の直接投資によって設立された現地法人が提供する保険サービスなどが含まれる。

・第四モード：自然人の移動によるサービス提供
ある国において、他の国から移動してきた人によってサービスが提供されること。例えば、外国から来た外国人医師によって医療サービスが提供される場合や、外国銀行の現地法

人において本国から派遣された従業員によってサービスが提供される場合などが含まれる。

● サポート・インダストリーとしてのサービスの重要性

サービス産業はそれ自体の重要性のみならず、製造業のためのサポート・インダストリーとしての性質もまた重要である。たとえば輸送サービスは、製造業企業の行う部品調達、最終組立に不可欠な役割を担っている。現在東アジアにおいては中間財生産工程と最終組立工程が国境を越えて配置され、フラグメンテーションが行われているため、国際輸送サービスの役割は東アジアでも非常に重要である。

製造業のサポート・インダストリーとしてのサービスは輸送サービスだけにとどまらない。WTOでは、さまざまなサービスを大きく一二の大分類（実務サービス、通信サービス、建設サービスおよび関連のエンジニアリングサービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービスおよび社会事業サービス、娯

楽、文化およびスポーツのサービス、運送サービス、その他サービス）に分類しているが、そのうちの実務サービス、通信サービス、金融サービスなども製造業の活動を支えるサービス内容を多く含んでいる。

● サービス自由化とその効果

サービスは財と比べると、「第一モード」で国際取引できない部分が多いことはすでに述べた。一般に、第一モード以外でサービス取引を行うためかかる費用（直接投資や人の移動にかかる費用）は、第一モードの貿易にかかる費用よりも大きい。このため、第一モード以外のサービス取引は少なくがちで、サービスは財に比べて国際競争に晒される度合いが小さい。また、公共性や情報の非対称性、自然独占といった特性をもつサービスが多く、これらの市場の失敗のケースに対応するため、さまざまな規制の対象となっている。サービス取引の規制や諸制度の変更は直接投資や労働移動の可能性を大きく変え、結果的に、サービス貿易パターンや経済厚生、所得分配を大幅に変える可能性がある。また、規制等の存在

が、競争を通じた効率的なサービスの生産と消費やイノベーションを阻害しているならば、規制の撤廃が経済厚生を大きく向上させるかもしれない。そのため、東アジアにおけるFTAを通じた経済統合プロセスでは、サービス貿易に関する規制の自由化が急務となっている。

● GATS約束表

GATTウルグアイ・ラウンド（交渉期間は一九八六～一九九五年）において、金融、運輸、通信、建設、流通等の広範なサービス分野を対象として、GATSが合意された。GATSではWTO加盟各国から他の加盟国へのリクエスト（自由化の要望）とオファー（自由化の提案）の交渉結果として合意された約束表（commitment table）に基づいてサービス分野の対外的市場開放を行っている。この約束表は「ポジティブリスト方式」、すなわち対外的な市場開放を行う分野をリストアップする方法を採用している。これに対して「ネガティブリスト方式」は、基本的にすべての分野で自由化したうえで、対外的な市場開放を行わない分野をリストアップす

る方式である。そのため、ネガティブリスト方式のほうがポジティブリスト方式より自由化のレベルとして高いものとなりやすい。さらに、ポジティブリスト方式では「どの分野の市場開放の約束がまだなされていないか」という全体像がつかめず、これがGATSの大きな限界となっている。

FTAの協定文におけるサービス関連の章では、GATS約束表の報告形式をそのまま踏襲していることが多い。約束表は一般的にこのような形で、大きく「各分野に共通の約束（Horizontal Commitment）」と「分野ごとに行う約束（Specific Commitment）」に分かれ、それぞれの約束内で「市場アクセスに関する制限」と「内国民待遇に関する制限」をモードごとに分けて記載される。そして約束表の「市場アクセスに関する制限」欄には、市場参入規制措置の自由化についての規定を記載し、「内国民待遇に関する制限」欄には、他方の締約国のサービスおよびサービス提供者に対して自国の同種のサービスおよびサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則を記載することになっている。

表1 東アジア主要国およびアメリカ・EUのGATS約束表上の自由化度

(第一・第三モードともになんらかの約束の場合のみカウント)

業種	日本	中国	香港	台湾	韓国	ブルネイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	○の数の横合計	アメリカ(参考)	EU(参考)
01A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	○	○
01B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	○	○
01C	○												2		
01D	○	○	○	○									3	○	
01E	○							○	○				5	○	
01F	○	○	○	○	○								8	○	○
02A													0		
02B		○		○								○	4	○	
02C	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		9	○	
02D	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		7	○	
02E													0		
03A													0		
03B													0		
03C													0		
03D													0		
03E													0		
04A	○												1	○	
04B	○			○									2		
04C	○												2		
04D	○	○	○	○	○							○	5	○	○
04E		○											1		
05A													0	○	○
05B													0	○	○
05C													0	○	○
05D	○												1	○	○
05E				○									1	○	
06A													0	○	○
06B													0	○	○
06C													0	○	○
06D					○								1	○	
07A	○					○	○	○	○	○	○		5	○	○
07B							○	○	○	○	○		4	○	○
07C													0		
08A								○					1		
08B				○									1		
08C													0		
08D													0		
09A		○					○						3		
09B	○	○	○	○									4	○	○
09C													0	○	○
09D													0	○	○
10A													0	○	○
10B	○			○									2	○	○
10C													0	○	○
10D				○									1	○	○
10E													0		
11A	○	○	○	○			○	○	○	○	○		7		
11B													0		
11C					○								1		
11D													0		
11E													0	○	
11F													0		○
11G	○							○					1		
11H	○								○				3		
11I													0		
○の数の縦合計	19	11	5	16	8	3	5	11	4	9	2	9	102	25	10

(注) ○が判定基準に該当する部門を表す。MAはマーケットアクセス面、NTは内国民待遇面の自由化約束。一列目の業種で数字2つは大括りの11サービス業種を、アルファベット記号はサービス部門(合計で55)を示す。具体的な名称は次のとおり。

01. 実務サービス (A. 自由職業サービス; B. 電子計算機および関連のサービス; C. 研究および開発のサービス; D. 不動産に係るサービス; E. 運転者をもたない賃貸サービス; F. その他の実務サービス)
02. 通信サービス (A. 郵便サービス; B. クーリエサービス; C. 通信サービス; D. 音響映像サービス; E. その他電気)
03. 建設サービスおよび関連のエンジニアリングサービス (A. 建築物に係る総合建設工事; B. 土木に係る総合建設工事; C. 設置および組立工事; D. 建築物の仕上げの工事; E. その他)
04. 流通サービス (A. 問屋サービス; B. 卸売サービス; C. 小売サービス; D. フランチャイズサービス; E. その他)
05. 教育サービス (A. 初等教育サービス; B. 中等教育サービス; C. 高等教育サービス; D. 成人教育サービス; E. その他の教育サービス)
06. 環境サービス (A. 污水サービス; B. 廃棄物処理サービス; C. 衛生サービスおよびこれに類似するサービス; D. その他)
07. 金融サービス (A. 全ての保険および保険関連のサービス; B. 銀行およびその他の金融サービス(保険を除く); C. その他)
08. 健康に関連するサービスおよび社会事業サービス (A. 病院サービス; B. その他の人に係る健康サービス; C. 社会事業サービス; D. その他)
09. 観光サービスおよび旅行に関連するサービス (A. ホテルおよび飲食店(仕出しを含む); B. 旅行業サービス; C. 観光客の案内サービス; D. その他)
10. 娯楽、文化およびスポーツのサービス (A. 興行サービス(演劇、生演奏およびサーカスのサービスを含む); B. 通信社サービス; C. 図書館および記録保管所のサービス; D. スポーツその他の娯楽のサービス; E. その他)
11. 運送サービス (A. 海上運送サービス; B. 内陸水路における運送; C. 航空運送サービス; D. 宇宙運送; E. 鉄道運送サービス; F. 道路運送サービス; G. バイブライン輸送; H. 全ての形態の運送の補助的なサービス; I. その他の運送サービス)

(出所) WTOのオンラインサイト (<http://tsdb.WTO.org/default.aspx>) に掲載のGATS約束表(2003年提出版)を元に作成。

次に約束表のコミットメントの状況を見てみたい。東アジア主要国およびアメリカ・EUについて、それぞれのGATS約束表をWTOのサイトから入手して閲覧すると、ほとんどの国において、まず第二モードが他の三つのモードに比べて最も自由化約束のレベルにおいて高く、一方で第四モードで各メンバーの自由化約束レベルは最も低い。実は第二モードは「自

分の国の外での消費」に関するものであり、国内のサービス生産者保護という観点からするとかなり間接的なため、自由化を約束していることが多いように思われる。また、第四モードは表に挙げたほとんどの東アジアの国が**non-bound**すなわち自由化を約束していない。つまり現在の実際的なサービス自由化交渉の多くは東アジアの国々も含めて、世界的に第

一モードと第三モードに関するものが中心であるといえる。そこで、第一・第三モードの二つのモードのみに注目し、五五のサービス分類に関して「第一・第三モードともに少なくともなんらかの約束をした場合のみカウントし、該当箇所を○をつける」という判定基準で分類整理を行ってみたい。これにより、第一モード(越

境取引)と第三モード(商業拠点の設立)という主要モードでどれだけ各国が自由化約束を行っているかを知ることができる。結果を表1に示す。サービス貿易が第一・第三モード双方で完全に自由化すると約束されているならば、表1のすべての欄に○がついていることが望ましい。しかし現実には、表1のとおり、約束の段階ですら、○の付いていない部門が多く、サービス貿易は自由化

度が低いことが分かる。また、東アジア諸国では、「01実務サービス」「02通信サービス」に属するサービス部門についての自由化約束数が多く、○の数の横合計(表1の右部分)が多い。他には個別部門の「07A. 全ての保険および保険関連のサービス」が○の数の横合計が多く、東アジア諸国がこの分野においては相対的に自由化を進めていることがわかる。

表2 日本の発効済み経済連携協定（サービス章を含むもののみ）

FTAの名称 (発効年月日)	約束表の方式	最恵国待遇 (MFN)	内国民待遇
日・シンガポール経済連携協定 (2002年11月30日)	ポジティブリスト方式	MFN規定なし。ただし第三国に与えた特恵的待遇について、他方締約国から均てんを要請されたときは、均てんを考慮しなければならぬ旨を規定。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・メキシコ経済連携協定 (2005年4月1日)	ネガティブリスト方式	原則MFN規定。例外は附属書 (MFN留保表) に記載。	原則付与。
日本・マレーシア経済連携協定 (2006年7月13日)	ポジティブリスト方式	原則MFN規定。ただし、例外を定める附属書 (MFN留保表) ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・チリ経済連携協定 (2007年9月3日)	ネガティブリスト方式	原則MFN規定。例外は附属書 (留保表) に記載。	原則付与。
日本・タイ経済連携協定 (2007年11月1日)	ポジティブリスト方式	一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・インドネシア経済連携協定 (2008年7月1日)	ポジティブリスト方式	原則MFN規定。ただし例外を定める附属書 (MFN留保表) ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・ブルネイ経済連携協定 (2008年7月31日)	ポジティブリスト方式	原則MFN規定。例外は附属書 (MFN留保表) に記載。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・フィリピン経済連携協定 (2008年12月11日)	ポジティブリスト方式	原則MFN規定。例外は附属書 (MFN留保表) に記載。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・スイス自由貿易経済連携協定 (2009年9月1日)	ネガティブリスト方式	原則MFNを規定。例外は附属書 (留保表) に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすFTA/EPAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し劣後しない待遇を付与する努力義務を規定。	原則付与。
日本・ベトナム経済連携協定 (2009年10月1日)	ポジティブリスト方式	原則MFNを規定。例外は附属書 (MFN留保表) に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすFTA/EPAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し協議の機会を付与する義務を規定。	約束表に記載した範囲での自由化付与。
日本・インド経済連携協定 (2011年2月16日)	ポジティブリスト方式	一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	約束表に記載した範囲での自由化付与。

(出所) 不正貿易報告書 (2011年版)。

● FTAにおけるサービス自由化

サービス貿易に関する分野別自由化約束の枠組みは、既にGATSが存在しているため、FTAにおいては、GATSでの規律および分野別自由化の約束をベースとしながらも、それらを前提として、GATSを上回る自由化、いわゆる「WTOプラス」の確保が目指されることになる。日本政府の発行する不正貿易報告書（二〇一一年版）によると、たとえば日本・タイEPAでは、流通分野（表1の04Bと04C）に関してタ

イ側のサービス貿易約束表の第三モード（商業拠点の設立によるサービス提供）において「七五％を超えない範囲での外国からの資本参加が認められる」との約束がされており、外資規制緩和が実現されている。一方でGATSにおいては、このような約束がないため、流通サービス貿易の自由化に関して、日本とタイの間における二国間協定交渉が果たしている実質的な役割がGATS以上に大きいといえる。

表2に日本の発効済み経済連携協定でサービス貿易に関する規定を含むFTAの概略を示す。この表にあるとおり、ポジティブリスト方式とネガティブリスト方式は混在しており、また最恵国待遇と内国民待遇という貿易政策の二大原則に関しては、FTA下のサービス貿易では明記されていないケースもみられる。日本を含めた東アジアにおける各国政府は、サービス貿易をこのように多様な形で規律する複数のFTAを競争的に二国間で締結し、サービス貿易の自由化を高めようとしているのである。

● おわりに

本稿では、東アジア諸国のGATSにおけるサービス貿易自由化状況、および日本が東アジア諸国と締結した二国間EPAを事例に考察したが、ひとつひとつのFTAを「線」にたとえるならば、今後はこれら複数の線的FTAを統一して「面的」な広域FTAにまで広げることが東アジアの経済統合のサービス貿易関連で必要な政策課題である。具体的には、

日ASEAN包括的経済連携におけるサービス貿易自由化交渉が現在進行中である他、ASEANを中心とした既存の複数国間FTAを統合しようとするRCEP（東アジア地域包括的経済連携）の構想は、まさにサービス貿易を東アジアで一元的に自由化しているという内容を含んでいる。さらにはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）においては、ネガティブリスト方式でアジア太平洋域内のサービス貿易を大きく自由化しているという動きがあると

も伝え聞く。

本稿の執筆時点では、WTOのドーハ開発アジェンダが近い将来に妥結される見込みは小さい。そうであればなおさら、FTAを通じてサービス貿易関連の規制撤廃は大きな役割を果たすこととなる。個別の多くのFTA間であるべく高い自由化度を競争的に目指し、それらをいざれ一元化しWTO全体へと広げていく、すなわち「多角化 (multilateralize)」していくことが東アジア経済統合によるサービス貿易の自由化推進の鍵となっている。

（いしど ひかり／千葉大学法経学部教授）